

# 身体障害者、知的障害者及び精神障害者に 係る授産施設の相互利用制度について

平成12年11月15日 障第845号  
厚生省大臣官房障害保健福祉部長

今般、身近な施設の利用を可能にし、障害者のニーズに応え、授産施設の相互利用を推進するため、別紙のとおり「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度実施要綱」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ円滑かつ適正な実施につき配慮するとともに、管下各福祉事務所、保健所及び市町村等に周知

願いたい。

なお、平成5年6月30日社援更第200の1号社会・援護局長、児童家庭局長通知「授産施設の相互利用制度について」及び平成11年9月22日障第416号大臣官房障害保健福祉部長通知「知的障害者及び精神障害者に係る通所授産施設の相互利用制度について」は廃止する。

〔別紙〕

## 身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度実施要綱

### 1 目的

身体障害、知的障害及び精神障害の障害種別を超えた授産施設（通所）を相互に利用する制度（以下「相互利用制度」という。）は、これらの施設において、一定割合の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が相互に通所利用することによって、障害者の身近な地域での自活の訓練や働く場を確保し、自立を促進するとともに施設の効果的運営を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

（1）身体障害者の知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設の利用については、身体障害者福祉法第9条に定める援護の実施者とする。

- （2）知的障害者の身体障害者授産施設及び精神障害者通所授産施設利用については、知的障害者福祉法第9条に定める援護の実施者とする。
- （3）精神障害者の身体障害者通所授産施設及び知的障害者授産施設（通所）の利用については、都道府県及び指定都市とする。

### 3 対象施設

- （1）相互利用を実施することができる施設は、次の施設種別（以下「対象施設」という。）に通所する場合とする。
- ア 身体障害者授産施設（分場を含む）
  - イ 重度身体障害者授産施設（分場を含む）
  - ウ 身体障害者通所授産施設
  - エ 身体障害者福祉工場

オ 知的障害者授産施設（分場を含む）

カ 知的障害者福祉工場

キ 精神障害者通所授産施設

ただし、ア、イ、エ、カについては、精神障害者による利用を除く。

（２）相互利用制度を実施しようとする対象施設の長は、制度を実施する定員についてあらかじめ、身体障害者施設及び知的障害者施設においては、都道府県知事又は指定都市市長又は中核市市長に協議し、承認を得るものとし、精神障害者授産施設においては、都道府県知事又は指定都市市長に協議し、承認を得るものとする。

#### 4 利用形態通

所による利用とする。ただし、身体障害者福祉工場については、当該施設の居住部門の利用を認めて差し支えない。

#### 5 利用の決定

##### （１）申請

本制度の利用を希望する者は、授産施設等利用申請書（別紙様式1）に、身体障害者にあつては身体障害者手帳、知的障害者にあつては療育手帳又は知的障害者更生相談所の判定書の写を添えて、実施主体に申請する。

また、精神障害者にあつては、授産施設等利用申請書に、医師の意見書を添えて、居住地を所管する保健所長に申請する。

##### （２）審査及び調整

実施主体又は保健所長は、申請を受理したときは、速やかに当該利用申請者の稼働能力、健康状態等を審査するものとする。その結果を踏まえ、当該地域における施設の状況を勘案し、本制度の利用の適否を判断したうえで、対象施設との間において利用の調整を行う。

##### （３）利用の決定

実施主体又は保健所長が、利用を適当と認める場合は、当該利用申請者に対し利用決定通知書（別

紙様式2）を交付するとともに、施設の長に対し利用依頼者（別紙様式3）を交付するものとする。

なお、利用が不適当と認める場合は、当該利用申請者に対し、（別紙様式4）によりその理由を通知するものとする。

#### 6 利用料の負担

利用者、保護者及び主たる扶養義務者は、次に定める額を施設に対し納付するものとする。

（１）身体障害者が知的障害者の施設（知的障害者福祉工場を除く。）を利用する場合「身体障害者保護費の国庫負担（補助）について」（平成5年4月1日厚生省発社援第119号厚生事務次官通知）（以下「身体障害者交付要綱」という。）の（別紙2）費用徴収基準に準じて算定した額。

（２）身体障害者及び知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用する場合並びに精神障害者が身体障害者通所授産施設及び知的障害者授産施設（通所）を利用する場合

施設利用に係る飲食物費、日用品費、光熱水料等の実費相当額

（３）知的障害者が身体障害者の施設（身体障害者福祉工場を除く。）を利用する場合「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担について」（平成9年10月17日厚生省障第263号厚生事務次官通知）及び「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の通知の施行について」（平成9年10月17日障第154号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）」（以下「知的障害者交付要綱」という。）の徴収基準額に準じて算定した額

#### 7 利用にかかる経費の支弁

（１）実施主体は、対象施設（身体障害者福祉工場及び知的障害者福祉工場を除く。）に対し、別表に定める額から6に定める利用料を差し引いた額を支弁するものとする。ただし、身体障害者及び知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用した場合並びに精神障害者が身体

障害者通所授産施設及び知的障害者授産施設（通所）を利用した場合には、別表に定める額を支弁するものとする。

- (2) 身体障害者が知的障害者福祉工場を利用した場合は知的障害者と、知的障害者が身体障害者福祉工場を利用した場合は身体障害者とみなし、「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金の国庫補助について」（昭和60年12月23日厚生省発児第178号厚生事務次官通知）の別紙「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金交付要綱」及び「身体障害者交付要綱」に定める額をそれぞれ支弁する

## 8 国の補助

国は、実施主体に対し、7により支弁した額の一部を次により補助するものとする。

- (1) 身体障害者が知的障害者施設及び精神障害者通所授産施設を利用する場合は、「身体障害者交付要綱」に準じて算定した額。
- (2) 知的障害者が身体障害者施設及び精神障害者通所授産施設を利用する場合は、「知的障害者交付要綱」に準じて算定した額。
- (3) 精神障害者が身体障害者通所授産施設及び知的障害者授産施設（通所）を利用する場合は、「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱（平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知の別紙。以下「精神障害者交付要綱」という。）により算定した額。

## 9 国の補助の調整

精神障害者授産施設が対象施設となった場合の当該精神障害者通所授産施設運営費の補助金の算定額については、精神障害者交付要綱に定める相互利用の基準額に受け入れた身体障害者数及び知的障害者数を乗じた額を控除して行うものとする。

[別表]

利用者	利用施設	支弁基準額
身体障害者	知的障害者授産施設 〔入所部及び通所部を 併せもつ施設〕	身体障害者交付要綱に定める通所併設の場合と同様とする。
	知的障害者授産施設 (通所のみ施設) 精神障害者通所授産施設	身体障害者交付要綱に定める身体障害者通所授産施設の場合と同様とする。
	知的障害者授産施設分場	身体障害者交付要綱に定める身体障害者授産施設分場と同様とする。
知的障害者	身体障害者授産施設 重度身体障害者授産施設	知的障害者交付要綱に定める通所部加算分の場合と同様とする。
	身体障害者通所授産施設	知的障害者交付要綱に定める知的障害者授産施設の通所施設の場合と同様とする。
	身体障害者授産施設分場	知的障害者交付要綱に定める知的障害者授産施設分場と同様とする。
	精神障害者通所授産施設	知的障害者交付要綱に定める知的障害者施設事務費の通所施設の一般保護単価及び授産施設加算分保護単価の場合と同様とする。
精神障害者	身体障害者通所授産施設 (分場を含む) 知的障害者授産施設 (通所) (分場を含む)	精神障害者交付要綱に定める相互利用の額とする。

(以下、略)